

簡易調停による 越境物に関する 覚書作成



お隣さんとの
覚書を作りたいけど
どうすれば…



越境物に関する覚書を作成したいとき
ADRが利用できます!!

裁判によらない話し合いによる
境界紛争の解決を目指します。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

境界紛争解決センターぎふ
岐阜県土地家屋調査士会・岐阜県弁護士会

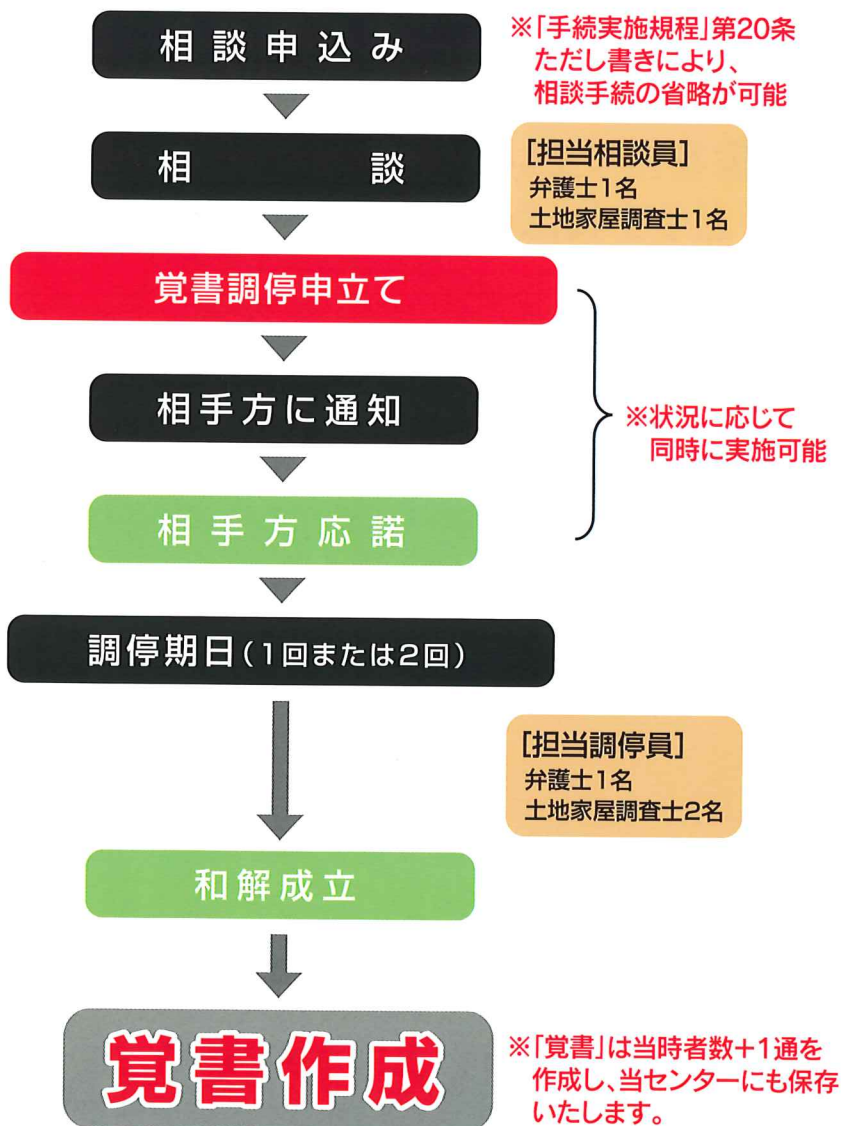
越境物に関する覚書を作成するための

「覚書調停」

調停期日2回までに和解が成立した場合、当センターは成立手数料(通常税別10万円)をいたしません。
 期日2回の場合は、**調停申立手数料2万円+期日手数料2万円×2回の合計6万円(税別)**、期日1回の場合は、**調停申立手数料2万円+期日手数料2万円×1回の合計4万円(税別)**で「覚書」を作成することが可能です。

必要に応じて調停申立て前に相談手続きもご利用ください。

覚書調停の流れ



和解契約書(例)

(越境物に関する覚書)

□□□□(以下「甲」という。)と、△△△△(以下「乙」という)は、甲の所有する土地(以下「甲土地」という。)と乙の所有する「乙土地」という。)との境界線上に存する構造物に関して、以下の認したので本覚書を作成する。

1. 甲と乙は、甲土地と乙土地の境界線上に設置された乙所有のブロック積の一部が甲土地に越境していることを確認した。
2. 前項において確認された事項について、現状を変更しない限りその現状を容認し、越境物撤去その他の請求をしないものとする。
3. 乙は、将来コンクリートブロック積の敷設替え等の機会ある際を撤去し、又は乙土地内に移設するものとする。その際、後述している部分の敷地については、所有権等何ら権利の主張はしとする。
4. 甲・乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書甲・乙各々の責任において承認させるものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する

土地所在地番
 甲土地 _____
 乙土地 ++++++

令和 年 月 日

相談に掛かる費用(税別)

相談手数料	20,000円
期日手数料(第2回以降)	期日毎20,000円

調停に掛かる費用(税別)

調停申立手数料	20,000円
期日手数料	期日毎20,000円
成立手数料	無料
交通費(現地調停)	実費

※調停期日が2回を超えた場合は成立手数料(通常税別100,000円)が発生します。

ご相談は
要予約

境界紛争解決センターぎふ ☎(058)245-0236

- 受付時間/午前9時~午後5時
- 無料相談日/毎週水曜日 午後1時~4時
- 場所/岐阜市田端町1番地12(岐阜県土地家屋調査士会館内)
- URL/http://www.gi-cho.com

